

Ⅶ. 保険会社の運営

Ⅶ-1 リスク管理の態勢

(1) 概要

当社は、お客様の信頼にこたえるために、適切なリスク管理を行い、経営の健全性を維持することが重要だと考えています。当社では、適切なリスク管理の基本として相互牽制機能を重視しており、委員会制度による組織運営を行っています。関連各部門が構成員となる各委員会での決定はすべて取締役会に報告されます。

また、重要な案件については委員会で検討が重ねられたあと取締役会で決議がなされるプロセスを採用しており、リスクの所在把握、管理等について、経営陣も含め全社で対応する態勢となっています。

(2) 総合リスク管理

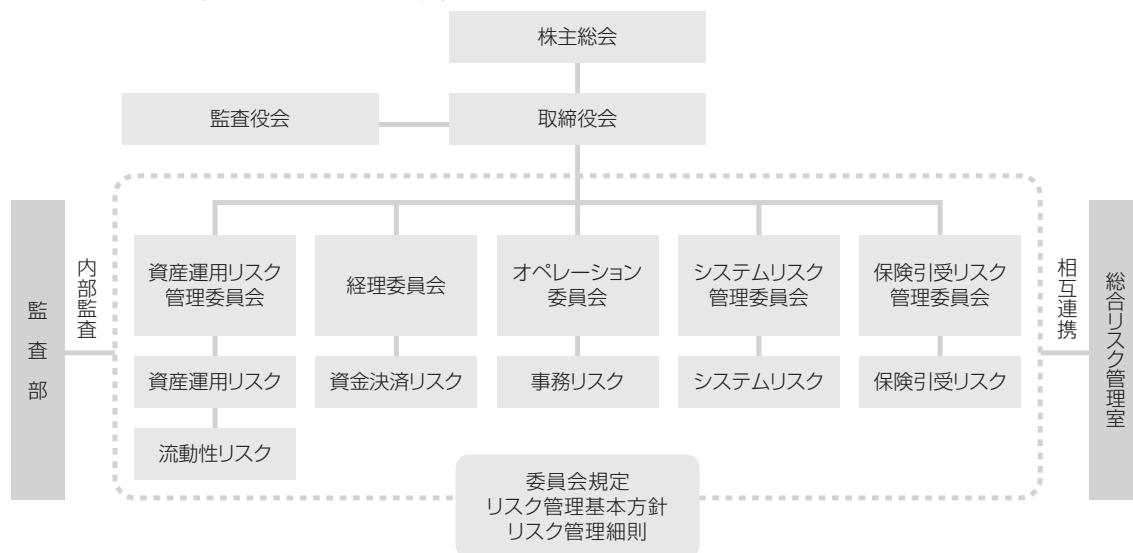
当社は、リスク管理体制を定め、業務の健全かつ適切な運

営に資することを目的として、「総合リスク管理基本方針」を定めています。本方針において、取締役会は、総合的なリスクの管理機関として、リスク管理方針の制定、改廃、リスク管理体制の整備を行い、さらに、当社が有するリスクを把握した上で、業務の執行およびリスク管理体制の整備に活用するために必要な意思決定を行っています。

また、取締役会は、個別のリスク管理に関する事項を各委員会に委嘱し、リスク特性に適合した委員会において各リスク毎に、リスク管理基本方針を定め、それに沿ってリスク管理を実施しています。各委員会では、所管するリスクについて、その状況を適切に把握し、リスク管理上必要な対策を講じるとともに、リスク状況等を定期的に取り締役に報告しています。

さらに、総合リスク管理室では、各リスク管理委員会と連携し、各リスクを総合的に把握、管理し、定期的に取り締役に報告しています。

(3) リスク管理体制図 (2010年3月31日現在)



(4) 各リスクの定義

リスクの種類	リスクの定義
保険引受リスク	保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。
資産運用リスク	資産運用リスクとは、金利の変動、有価証券などの市場価格の変動、為替レートの変動、信用供与先の財務状況の悪化、不動産価格の低下などにより損失を被るリスクをいいます。
事務リスク	事務リスクとは、役員・社員等が正確かつ的確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによりお客様にご迷惑をおかけすることおよび会社が損失や社会的信用の失墜・低下を被るリスクをいいます。
システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。
流動性リスク・資金決済リスク	流動性リスクとは、資金繰りが悪化し資金の確保に通常より著しく低い価格での資産売却を余儀なくされること、市場の混乱等により市場において取引ができないもしくは不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。資金決済リスクとは、取引銀行等において送金資金等の決済に支障をきたすリスクをいいます。

(5) 各リスクへの取り組み

リスクの種類	リスクへの取り組み
保険引受リスク	保険引受リスク管理委員会が当該リスクを管理しています。当社では、各保険引受リスク監視部門が、商品別の給付金・保険金の支払状況、発生率、運用利回りおよび事業費の支出状況の把握・分析を行い保険引受リスク管理委員会に報告し、適正な水準が維持されるよう努めています。
資産運用リスク	資産運用リスク管理委員会が当該リスクを管理しています。当社では、市場リスクについては市況環境・ポジションの把握、リスク量の測定などのリスク管理を行うほか、統計的な推計の範囲を超える市場環境の急激な変化に備え、後述するストレステストを実施しています。具体的には、バリュー・アット・リスク手法 (VaR) 等によりリスク量を計測しており、同時に計量化手法で把握できないリスクを認識するため、ストレステストを実施することでVaR等によるリスクモニタリングを補完しています。また、信用リスク、不動産投資リスクについても投資限度額やモニタリング方法を定め、資産運用リスクを当社の許容範囲に収めることで、健全な財務体質が維持されるように努めています。
事務リスク	オペレーション委員会が当該リスクを管理しています。当社では、厳正な管理態勢を維持するため、本社、支社などすべての部門に、各種規定により事務事故報告、自己点検報告等を義務付け、迅速な課題発見、適正な事務取扱の維持および継続的改善を図っています。また、これらの報告等の分析、検討をもとに事務研修、指導を実施し、不適正な事務処理や事務事故の発生を防止する態勢づくりを推進しています。
システムリスク	システムリスク管理委員会が当該リスクを管理しています。当社では、データの機密性・完全性・可用性に関する対策、運行監視など、そのリスクをコントロールしています。また、メインコンピュータは、米国ニュージャージー州のAIGデータセンターにあり、米国テキサス州にあるバックアップセンターとともに、災害に対しても安全な体制整備を図っています。
流動性リスク・資金決済リスク	流動性リスクは、資産運用リスク管理委員会が管理しています。資金決済リスクは、経理委員会が管理しています。当社では、経理部門(資金繰り管理部門)と資産運用部門とが連携して、日々のキャッシュフローを解約動向等を踏まえた資金繰り予測に基づき、決済資金を管理しています。また、想定を超える解約等の資金の流出に備え、流動性リスク管理の一環として、運用資産のうち一定期間内に換金可能な資産を適正に保有しているかを、資産運用リスク管理部門がモニターしています。

(6) 資産負債の総合的管理

商品特性に応じた資産負債管理(アセット・ライアビリティ・マネジメント=A L M)の一環として、円建の個人保険契約・個人年金保険契約の責任準備金に対応し、円建債券を「責任準備金対応債券」として区分し、「責任準備金対応債券管理規則」に基づく適切な運用管理のもと、金利変動の影響を回避しています。具体的には、責任準備金の金利感応度(デュレーション)と責任準備金対応債券のデュレーションとを比較し、規則に定められた範囲内に収束していることをモニターしています。また、A L Mは今後の重要な経営課題との認識に基づき、「総合リスク管理基本方針」のもと、資産負債管理に関する役割、管理方法等を「A L M基本方針」および「A L M管理細則」に定めています。この方針に基づき、資産負債の残高および利回り、キャッシュフロー、経済価値、デュレーションについて、定期的に計測し、その結果を検証しています。また、資産負債の評価・分析を通じて、その差額である自己資本が将来の変動によっていかなる影響を受けるのかを定量的に評価し、その適切なコントロールを通じて、自己資本の安定的な成長を目指しています。

(7) リスク・リミット管理

当社は、一定のリスクを管理する中で収益を上げることおよび適切な資本を配賦することを目標に、リスク・リミット管理を行っています。リスク量、リスク許容額、リスク・リミットの設定等に関する基本的な考え方については「リスク・リミット管理基本方針」および「リスク・リミット管理細則」に定めており、総合リスク管理室が、定期的にリスク・リミット等を取締役会に報告しています。

市場リスク量、信用リスク量に関しては、各リスク・リミットに達する手前の警戒水準(アラーム・ポイント)を設定しており、アラーム・ポイントに達した時点で資産運用リスク管理委員会に対応の協議を行うこととしています。

(8) ストレステストの実施

当社では、「総合リスク管理基本方針」に基づき、保険引受リスクおよび資産運用リスクに関するストレステストを実施しています。

このうち、保険引受リスクについては、「リスク・リミット管理細則」並びに「保険引受リスク管理細則」に基づき、再保険でカバーされない巨大災害等に関するストレステストおよび失効解約率に関するストレステストを実施し、年1回、保険引受リスク管理委員会に報告されています。また、実施シナリオや手法等を委員会にて協議し、必要に応じて見直すこととしています。

また、資産運用リスクについては、「資産運用リスク管理細則」に基づき、市場リスクに関するストレステストを実施し、センシティブティテストを中心に、金利・為替・株価等の複数の要素について、定期的に、資産運用リスク管理委員会に報告されています。加えて、過去のイベント、あるいは複数のリスクの組み合わせに基づくストレステストを半年毎に実施し、ソルベンシー・マージンに与える影響を計測しています。

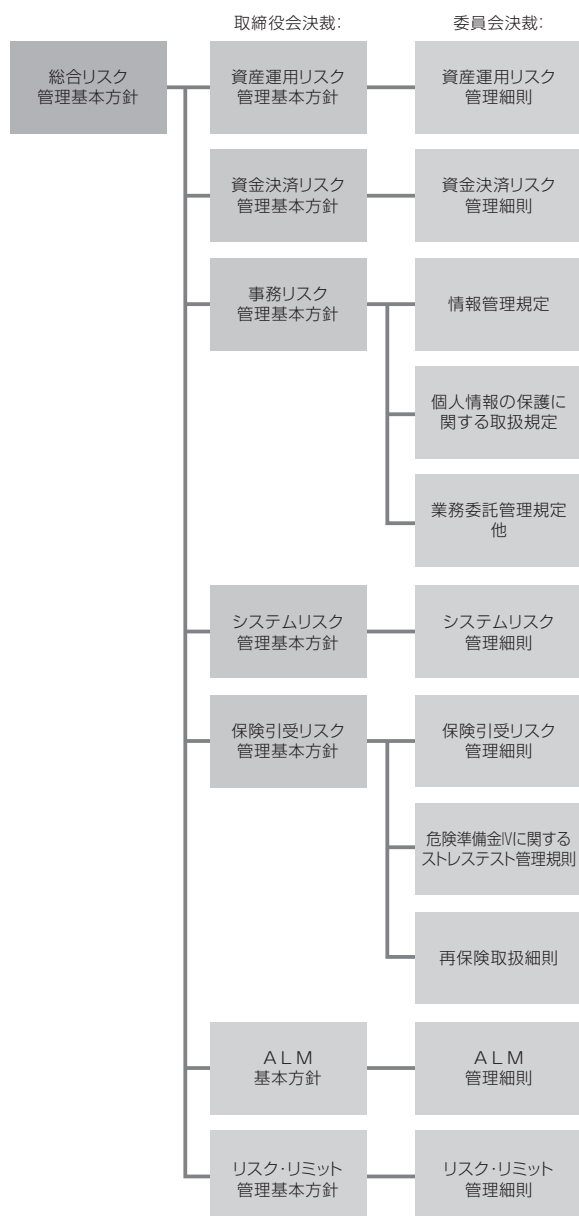
(9) 再保険

当社では、「再保険取扱細則」に基づき、大規模自然災害の発生、高額契約の引受けおよび従来なかったタイプの新商品の発売等において、リスク分散と収益の安定化を図る目的で再保険契約を締結し、保険金支払責任の一部を再保険会社に移転しています。再保険契約を締結、変更する際は、当社が再保険を引受ける場合も含めて、商品の特性、リスクの規模・集中度合および再保険会社の信用力等を勘案し、保険引受リスク管理委員会にて決議しています。

(10) 今後に向けて

当社は、上述のような体系をもってリスク管理態勢の構築に取り組んでいます。今後も専門的知識を有する人員を確保し、必要な物的資源を揃えることで、リスク管理の高度化に向けて努めていきたいと考えています。

(11) 総合リスクに関する各種規定体系 (2010年3月31日現在)



Ⅶ - 2 法令等遵守の態勢

(1) コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み

AIGスター生命は、お客様に安心と満足をお届けするために、コンプライアンスをお客様サービスの基本として考え、経営の最重要課題のひとつとして位置付けています。そして、コンプライアンス重視の企業風土を醸成しその徹底を図るため、米国を本拠に全世界に事業展開しているAIGグループのグローバルスタンダードに基づくコンプライアンス態勢の強化と適切な業務の運営に努めています。

(2) コンプライアンスに関する基本方針等

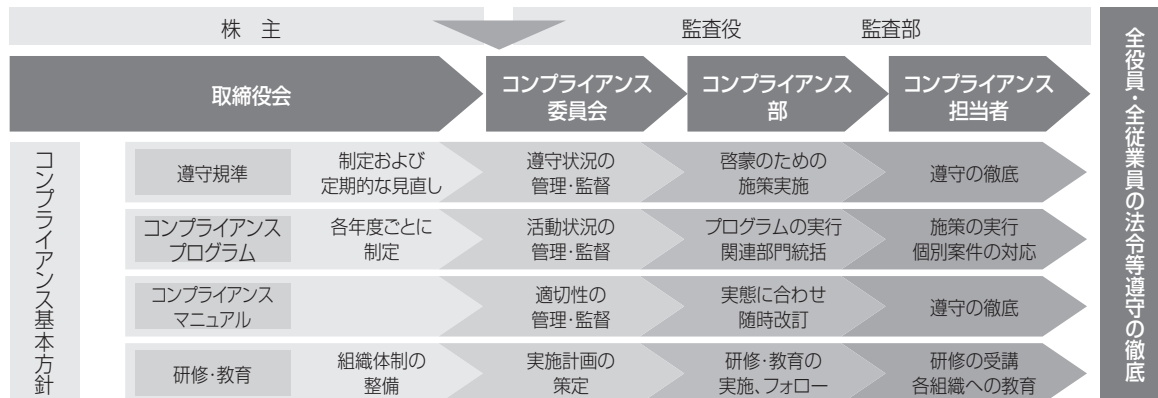
コンプライアンス環境の整備・向上を図っていくための会社方針を明確にするため「コンプライアンス基本方針」を制定しています。そして、毎年、コンプライアンスを実現するための実践計画としての「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス推進の取り組みを実施しています。

(3) コンプライアンス態勢

取締役会が、「コンプライアンス基本方針」や「コンプライアンス・プログラム」などのコンプライアンスに関して根幹となる意思決定を行い、取締役会の委任を受けたコンプライアンス委員会が「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況を管理・監督する体制としています。また、コンプライアンスを統括する部門としてコンプライアンス部を独立して設置して、コンプライアンスの推進に関する事項を担当しています。そして、コンプライアンスを一元的に管理するため社内の各組織にコンプライアンス担当者を設置するとともに、コンプライアンス担当者の職務遂行について、指導、支援、管理を行うため、地方組織には、コンプライアンス管理者およびコンプライアンス統括者を配置するなど、各組織のコンプライアンスの推進を図っています。

(4) コンプライアンスの推進・教育

遵守規準、法令等の解説や留意事項などを記載した「コンプライアンス・マニュアル」およびプロデューサー等の各職務に応じて作成した「コンプライアンス・マニュアル・ガイドブック」などの項目をもとに営業拠点においては毎週、営業組織の一部営業管理職に対しては隔月の研修を実施しています。また、役員および従業員を対象に定期的にコンプライアンス研修を実施し徹底を図っています。



VII - 3 法第121条第1項第1号の確認（第三分野保険に係るものに限る）の合理性および妥当性

（1）第三分野における責任準備金の積立の考え方

保険会社は将来の保険金・給付金の支払いに備えて責任準備金を積み立てています。この責任準備金の内訳として、通常の予測の範囲内の支払いに備えるための保険料積立金と、通常の予測を超える支払いに備えるための危険準備金とがあります。一般に、保険料積立金も危険準備金も予定発生率に基づいて一定の計算式により算定していますが、医療保険・がん保険・介護保険等の第三分野と呼ばれる保険契約については、保険事故発生率の不確実性が大きいと予測されることから、法令に定めるストレステストを実施しています。これにより、毎決算期に、保険事故発生率の実績値に基づき、将来おこりうる保険事故発生率の悪化シナリオを想定して将来の支払額を算定し、必要な金額を危険準備金に積み増します。さらに、ストレステストの結果に応じて、保険料積立金の水準が十分かどうかを再検証するために負債十分性テストを実施し、必要な金額を保険料積立金に追加します。以上を実施することで、第三分野における責任準備金の積立の十分性および適切性を確保します。

（2）ストレステスト・負債十分性テストの実施

①ストレステスト

第三分野の商品区分毎に、保険事故発生率の実績値に応じて将来おこりうる発生率悪化シナリオ（発生率に関するリスクの99%をカバーするシナリオ）を想定します。悪化シナリオにおける保険事故発生率は危険発生率と呼ばれ、平成10年大蔵省告示第231号の規定に従って算出します。将来10年間について、予定発生率に基づく将来の保険金・給付金の支払額と、予定発生率を危険発生率に置き換えることによって計算される支払額を比較し、予定発生率に基づく支払額が大きければ保険料積立金の水準が十分と判断し、逆に下回っていれば不十分として危険準備金を積み増します。このストレステストの結果、2009年度末において、保険料積立金の水準が不十分と判断される区分はありませんでした。従って、ストレステストによる危険準備金の積み増しは行っていません。

②負債十分性テスト

ストレステストの結果、保険料積立金の水準が不十分と判断される区分はありませんでした。従って、負債十分性テストは実施していません。

③合理性、妥当性の確認

テスト結果は保険引受リスク管理委員会に報告され、テストの合理性、妥当性が確認されています。また、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていることが保険計理人により確認されています。

VII - 4 個人データ保護について

お客様の個人情報を適切に取り扱うことは、会社の重要な責務であるとの認識のもと、取締役会が選任した「個人データ管理責任者」を配置し、個人情報の取り扱いに関する当社の基本方針として「プライバシーポリシー」を制定し、個人情報の保護に取り組んでいます。

具体的には、各部門における個人データ管理者の配置、関連諸規定の改定等の継続的な改善により、個人情報管理体制強化を図っています。また、役職員を対象に、個人情報の保護に関して定期的な教育を実施し、個人情報管理の徹底を図っています。

「プライバシーポリシー」は、ホームページ、店頭等において公表しています。

Ⅶ-5 プライバシーポリシー

エイアイジー・スター生命保険株式会社（以下「当社」という）は、皆様にご信頼いただき、選んでいただける保険会社となるため、皆様の大事な個人情報の保護を重要な社会的責務であると認識しております。

当社は、「個人情報の保護に関する法律」その他の規範を遵守するための諸規程を作成して、役職員に遵守させていきます。具体的には、以下の基本方針に基づき、皆様の個人情報の保護に取り組んでまいります。

（１）個人情報の利用目的

当社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

（２）収集する個人情報の種類

当社は、ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態等、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。

（３）個人情報の提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社代理店を含む）へ委託する場合
- ③ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ④再保険の手続をする場合
- ⑤ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑥その他法令に根拠がある場合

（４）個人情報の管理方法

当社は、ご本人の個人情報を正確、最新なものにするよう常に適切な処置を講じています。また、法令等により要請される、組織的、技術的、人的な各安全管理措置を実施し、ご本人の個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止するため、万全を尽くしています。なお、当社の委託を受けて個人情報を取り扱う会社にも、同様に厳重な管理を行わせています。万一、個人情報に関する事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

（５）個人情報の開示、訂正等、利用停止等

当社は、ご本人の個人情報の開示、訂正等（訂正、追加、削除）、利用停止等（利用停止、消去）のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、当社業務に支障のない範囲内で対応いたします。なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人に理由を説明いたします。

これらの具体的な請求手続については、当社のホームページをご参照いただくか、下記のお問合せ先までご連絡ください。

（６）個人情報取扱に関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱に関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。なお、当社の個人情報の取扱についてのご意見は、下記のお問合せ先へご連絡ください。適切に対処いたします。また、このプライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合、すみやかにご通知するか当社のホームページ等に掲載し、公表いたします。

（７）個人情報に関するお問合せ先・ホームページのURL

カスタマーサービスセンターのご案内

個人情報に関するお問合せにつきましては、カスタマーサービスセンターへお電話下さい。

営業日 月～土（祝日、年末年始を除く）

営業時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00

フリーダイヤル ☎ 0120-160-414

<http://www.aigstar-life.co.jp>

VII - 6 反社会的勢力排除の対応の基本原則

私たちは、保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために次の原則を掲げ、反社会的勢力との一切の関係遮断を宣言します。

(1) 組織としての対応

私たちは、反社会的勢力に対し、一元的な管理態勢の下に組織全体として対応します。

(2) 外部専門機関との連携

私たちは、反社会的勢力による不当要求に備えるため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携します。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

私たちは、反社会的勢力とは、取引を含めて一切の関係を持ちません。

(4) 不当要求時における民事と刑事の法的対応

私たちは、反社会的勢力による不当要求を断固として拒絶し、民事、刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 不適切な取引や資金提供の禁止

私たちは、反社会的勢力による不当要求が、当社の不祥事を理由とする場合であっても、その事実を隠ぺいするための不適切な取引や資金提供を絶対に行いません。